

久枝防潮堤が決壊

五十戸、二百人に「ひ難命令」

「防災の日」の九月一日、台風16号は最悪のコースをとって市を直撃、容赦なく猛威をふるった。

このため、台風14・15号のツメ跡もなまなましい久枝海岸の防潮堤は、長さ二百メートルにわたって決壊。稲生地区では下田川の大潮が逆流、またもや泥海の洗礼を受けるなど、市内全域で被害が相次いだ。

市対策本部の調べでは、九月四日現在の被害総額 九億二千万円で、農林災害などの調査が進むにつれ被害額も急増しそうだ。

台風災害は、いまや人災といわれる向きもあり、かけがいのない生命と財産を守るための抜本的な対策が急がれている。

稲生地区

またも浸水

不気味なジグザグコースをたどっていたジャンボ台風16号は、九月一日、市内全域を暴風雨圏に巻き込んで大暴れ、無残なツメ跡を残して去った。

さきの台風14・15号で防潮堤が陥没した久枝の海岸では、八月三十日から三十一日にかけて地元民や消防団員百二十人が出動して土のうなどで決壊箇所を補強。しかし、打ちつける波の力には、なす



防潮堤を乗り越えて襲ってくる波しぶきを頭からかぶりながら住民ら二百人が懸命の作業(久枝で)

台風16号

行政怠慢の人災だ 国、県の防災対策を批判

市議会は九月三日、議員総会を開き、市長ら執行部から台風16号の被害状況の報告を求め、今後の対策を話し合いました。

まず、門田助役、島内企画財政課長が経過と被害状況を報告。杉本市長は「久枝は、この災害が予想され、地元の西村議員と上京して建設省に陳情、キ裂のあった直後は浜田副議長、西村議員と高松

建設局に早急な補修を要請した。予想していたことが不幸にも適中した。建設省に怒りを感じるとともに市としても重大な責任を感じている。稲生の防潮対策も早急に工事にかかるよう県に要請したい。今後、市と一語になって協力を願いたい」と市議会に協力を要請した。

稲生など、この度の災害は通常の災害と性質がちがう。稲生では浦戸湾防潮対策事業もまだ実施されない。防災工事を怠ったため被害だ。」「台風10号(四十五年)のあと、同じ災害を受けている。これは行政の怠慢による人災だ。」と、さびしく国、県の行政姿勢を批判。

久枝の防潮堤の決壊では「ハウ

久枝の防潮堤は、粉々にぶっ飛ばされ、ハウス畑は流失、畑の跡かたも無い。セメントのカケラやちぎれた土のうが無残。まるで戦場の跡を思わせる様相だった。

も遅れ、給水、給食の地区が続出した。

稲生は西部地区全域が浸水、泥まみれの衣類や家具がちらばっている。住民は度重なる浸水に復旧の力もなし、ただぼう然といった表情だった。

また、浦戸湾防潮対策事業は下田川南岸の瑞山橋附近でストップ

海岸線の保安林、松の太木はボツボツ、全壊の家屋も出た。

このため、稲生は再び浸水しました。そこで「承水溝を含め水の問題を考えるべきだ。下田川、国分川など災害対策特別委員会をつくらせて市と一語に検討しては。」

ハウスは不気味に支柱が散乱し、オクラ、シヨウガなどが全滅。市内全域が停電したため、復旧

金、復旧資金の貸付制度などの要望が出され、最後に「被害把握に万全を期し、必要に応じて早急に予算措置を」と、土居議長が締めくくりました。

スをつぶされ、農地を流失、生活権を失った。国、県に今後の生活の問題や援助を強く働きかけてほしい。」「百戸の離岸堤はできたが、台風時はなめからきて、これが両脇の防潮堤にもたらす影響が大きい。久枝から十市までつくべきだ。」「砂のないのは致命的、砂を取ったのも影響しているのではないか。台風シーズンとあって建設省は「決壊箇所から二十五戸北寄りに蛇かこ(玉石をつめたかご)を三段に積み、その前に蛇かごを二列に並べ、そのコンクリートブロックを築いて仮の堤防をつくる。」という。これには用地やハウスの補償問題が残るが、九月十五日をメドにした方針。

すべもなく翌九月一日午前八時三十分ごろ、再び決壊、二百人を動員するとともに工法を変更。土のう、蛇かこなど約一万個で、命の守り、固めに懸命の作業が続いた。そのうちにも不気味な海鳴りをともない高潮は容赦なく防潮堤を越えて暴れまわった。

また、浸水の常襲地となった稲生地区でも、下田川が逆流、土手

ちようど午後六時十分が満潮。台風の影響と満潮時が重なって最悪の事態となった。ついに午後四時、生命に危険をおよぼす状態となって作業を断念。五十戸、二百人の住民に「ひ難命令」をだして南部福祉館、久枝公民館に誘導した。

また、稲生の常襲地となった稲生地区でも、下田川が逆流、土手



“無残、命の守り” たのみの網の防潮堤も、すさまじくたたきつける波の力にはなすすべもなかった。高潮をかむり、吹き荒れる風雨にもめげず、地元民や消防団員が懸命に積んだ“土のう”の擁壁も、みるかげもなくふっ飛んだ。粉々に飛び散った防潮堤が、無残なツメ跡だけを残して――。「この惨事を恐れて建設省には再三要望したのに。」住民はいきどおりと不安でいっぱいだ。(久枝の防潮堤)



自然の猛威 無残なツメ跡



ハウスぺちゃんこ 図表王国、南国市のハウスの図表も、オクラ、ショウガなどは全滅。かろうじて難をのがれたハウスも、床づくり・ビニール張りのやりなおしだ。(田村で)



消えたハウス畑 粉々になった防潮堤のカケラ、土砂、液。わずかにハウスの支柱が首だけをのぞかしていた。ギラギラの大陽と青い空の下で――。生活の糧を失った農家のあしたは――。



松もポッキリ 海岸線に大手を広げて立ちはだかる防潮林の大木。その役目もむなしく、あちこちでポッキリ。十市の大浜では全壊の家屋も出た。(浜改田で)



またも洗礼 下田川が逆流。高潮はようしゃなく土手を乗り越え、人家をひとのみ。またもや泥海の洗礼を受けた。度重なる浸水に住民の怒りも爆発。(稲生の北地で)



復旧へのツチ音

減税、低利の貸付金も



救援物資

災害対策

不安な一夜が明けた二日朝、災害復旧のツチ音がはじまった。

市災害対策本部（本部長、杉本市長）は、全職員を動員して被害調査に全力。市内全域が停電したことや浸水のため給水、給食が相次ぎ、久枝、前浜、浜改田、十市などに給水。久枝、稲生などに延べ220人分の炊き出し弁当を配付。床上浸水や家屋の全壊、半壊世帯に救援物資。浸水地帯の消毒、ゴミ処理——と、ハチの巣をつついていたようだ。

防潮堤が決壊した久枝海岸では台風シーズン中とあって、応急の防潮堤工事が急ピッチ。稲生の高潮対策で市長、市議会議員は4日、県副知事に強力な要請をした。

市は被災世帯への災害見舞金、税金の減免措置、救援資金の貸付けなどの対策に全力をあげるとともに今後の防災対策に取り組んでいる。

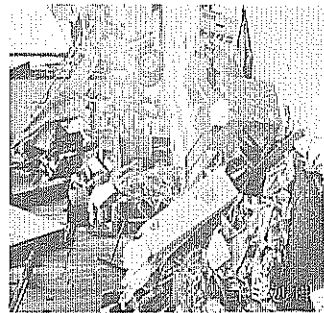
税金

■市・県民税

次のように市税が減免されます。いずれも納期限が9月1日（3期、4期分）以降のものが対象。

該当する人は、9月30日までに申請書を出してください。

税務課（国保税のみの場合は市民課）



▶個人市民税＝(1)住宅（炊事場、便所など人の居住に最低必要な附属建物を含みます。）または家財で通常の生活に必要とするもので、その被害が3割以上で前年所得が400万円以下であるもの。

(2)農作物の減取（支払いを受ける共済金額などを控除した金額）が3割以上で、前年所得金額が400万円以下（農業以外の所得が120万円をこえるものを除く）のもの。

▶固定資産税＝(1)土地・一筆ごとに算定し、面積の2割以上の損害（作物、家屋など地上物件の被害ではなく土地の流失、埋没など）のある場合。

(2)家屋・2割以上の損害を受けた場合、一棟ごとに算定します。

(3)償却資産・2割以上の損害の場合。

合。

▶国民健康保険税＝市民税に準じます。

市民税の均等割のみの場合は市民税については減免の対象となりませんが、国民健康保険税は、個人市民税の(1)、(2)により年税額を対象に減免します。

▶県民税＝市民税に準じて減免します。

■県税

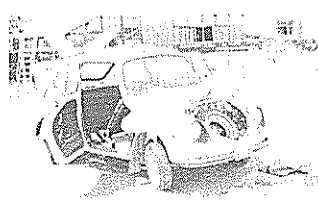
県税の減免、納税の猶予などがとられます。申請には証明などが必要とする場合がありますので、あらかじめ電話などで照会してください。

後免県税事務所 3-2477

▶個人事業税＝(1)事業用資産の価格の2分の1以上の損害

(2)(1)以外の者で住宅または家財の価格の2分の1以上の損害

▶不動産取得税＝取得した不動産の減失または損壊



自動車浸水

▶自動車税＝自己の所有する自動車に相当の修繕を要する損害または減失、損壊

▶自動車取得税＝減失または損壊した自動車の所有者が3ヵ月以内に代替車を取得した場合

▶期限の延長、納税の猶予＝災害を受け、その必要がある場合

■国税

所得税の減免や納税の猶予などがとられます。

住宅や家財の損害、事業用資産の損害などが対象になります。

くわしくは南国税務署へ

資金の貸付

■災害援護資金

家屋の全壊、半壊または家財の被害金額がその価額の3分の1以上のとき、50万円まで。

①南国市民であること ②前年度の控除後の所得額が150万円以下であることが条件。

償還10年（うち3年据置）据置期間中は無利子、その後年3分。保証人1人が必要です。

しめきりは12月28日まで

福祉事務所社会係



■自作農維持資金

農作物、農業用施設、農業住宅などが対象。農業生産法人は250万円、個人農家は50万円まで。

利率、年5割、3年以内のすえおきで20年以内の償還。

申し込みは、農業委員会まで。

■農業近代化資金

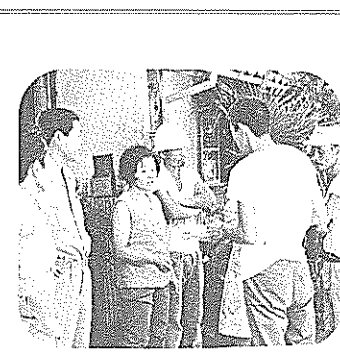
農業用施設などが対象。個人は200万円、(特認1,000万円)法人や5人以上で構成するもの1,000万円。利率、年9割（共同利用施設8割）県から1～4分、市から5厘の利子補給があります。

申し込みは、農林園芸課まで。

■小規模事業者への貸付

県内で6ヵ月以上ひき続き同一事業を営むものに設備資金、運転資金が融資されます。

限度額は、200万円まで、利率



台風16号で被災されました市民のみなさんに心からお見舞い申し上げます。その後の復旧はいかがでしたでしょうか。二百十日、二百二十日と台風

災害復旧に全力を

市長 杉本恒雄

シーズンにあたり、復旧に今なおご苦労のことと思います。私たち職員とともに徹夜で警戒、防災、救援に、最大の努力をいたしました。不手際もありまして、市民のみなさんには多くの被害と不安をあたらせましたことを心からお詫び申し上げます。市議会、消防署、消防団はもちろんのこと、地元の人たちの絶大なご協力、ご努力に対しまして衷心よりお礼申し上げます。こんどの災害は、台風の上陸と満潮が不幸にも重なり、久枝防潮堤の決壊、稲生の高潮による浸水

と、未曾有の災害を被りました。これが復旧と防災対策につきましては、市議会のご協力もいただき、強力に国、県に要請し、早急に工事にとりかかるよう最大の努力を計る決意でございます。九億二千万円にのぼる被害を被ることとなりましたが、ただ、不幸中の幸で、尊い人命には犠牲がなく、せめてもの救いと、胸をなせおろしております。市民のいのちと財産を守るため二度とこのような災害のでないよう万全の努力をほらっていくとともに、すべての点に、なお手ぬかりのことが多くありますので、お気付きのことはご遠慮なく申し添えていただくとお願いいたします。

7.5割、償還は4年です。

その他、経営改善貸付、季節資金などの問い合せ、申し込みも南国市商工会まで。



■住宅金融公庫

建設のとき……り災直前の建物の価格の5割以上の被害のとき、限度額510万円まで、土地取得・150万円、整地70万円

利率5.5割 償還18～35年以内

(3年以内のすえおき)元金均等の毎月払い

補修のとき……補修に要する費用が10万円以上のとき

限度額10～210万円、移転70万円、整地70万円。

利率5.5割 10年以内の償還(1年以内のすえおき)、償還の方法は建設のときと同じです。

申し込みは、もよりの公庫の業務取扱金融機関。

■世帯更正資金(低所得者対象)

補修、改修資金50万円まで、災害援護資金20万円まで、利率年3分、6ヵ月すえおき、5～6年の償還で、償還の方法は、月賦、半年賦、年賦など希望により自由

申し込みは、社会福祉協議会